牧旧後	-
目次	□☆
第一章 総則(第一条)	第一章 総則(第一条)
第二章 잘錄認証機関(第二条—第十五条)	第二章 登錄認証機関(第二条—第十五条)
第三章 登録検査機関(第十六条—第二十九条)	第三章 登錄檢查機関(第十六条—第二十九条)
第四章 登錄定期確認機関(第三十条—第四十三条	第四章 登錄定期確認機関(第三十条—第四十三条)
第五章 登録運搬物確認機関(第四十四条—第五十	七条) 第五章 發錄運搬物確認機関(第四十四条—第五十七条)
第六章 登錄埋設確認機関(第五十八条—第七十一	条) 第六章 登錄埋設確認機関 (第五十八条—第七十一条)
第七章 登錄濃度確認機関(第七十二条—第八十五	<u>殊)</u> (
第八章 登録試験機関(第八十六条—第九十八条)	第七章 登錄試驗機関(第七十二条—第八十四条)
第九章 登録資格講習機関(第九十九条—第百十条	
第十章 登録定期講習機関(第百十一条—第百二十	一条) 第九章 登錄定期講習機関(第九十七条—第百七条)
第十一章 雑則(第百二十二条)	第十章 雑則(第百八条)
<u> </u>	<u>室</u>
第二章 登錄認証機関	第二章 登錄認証機関
(気)(()	(《1长)
<b>第十</b>	(A)
(2) (2)	(2) (2)
よる届出があったとき。 二 法第四十一条の四の規定に 一~三 (略)	よる届出(代表者の氏名の変) ニー法第四十一条の四の規定に 一~三 (略)

(智)	(智)

(略) (略) いたとき。 | 下に係るものを除く。) があ

#### 第三章 登碌険宜機関

(施設検査等の方法等)

のとする。 十一条の三第二項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるも第十八条 法第四十一条の十六において読み替えて準用する法第四

- ─ 施設検査は、次に掲げる方法により行うこと。
- 地に行うこと。 付書類」という。)をもって申請に係る事業所等において実の申請書及び同項の書類(以下)の号において「施設検査派において簿用する場合を含む。以下この号において同じ。)
  イ 施行規則第十四条の十四第三項(施行規則第十四条の十五

口 (器)

- ご 定期検査は、次に掲げる方法により行うこと。
- 所等において実地に行うこと。 て「定期検査統付書類」という。)をもって申請に係る事業 る定期検査にあっては同項第二号の書類。以下ごの号においの申請書及び同項の書類(同項ただし書に該当する者が受けにおいて準用する場合を含む。以下この号において同じ。) イ 施行規則第十四条の十七第三項(施行規則第十四条の十八

口 (盤)

ひ (器)

## 第三章 登錄検査機関

(施設検査等の方法等)

のとする。 十一条の三第二項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるも第十八条 法第四十一条の十六において読み替えて準用する法第四

- 申請に係る事業所等において実地に行うこと。

口 (容)

- ご 定期検査は、次に掲げる方法により行うこと。
- ✓ 施行規則第十四条の十七第三項の申請書及び同項の書類(
- 以下本号において「定期検査添付書類」という。)をもって
- 申請に係る事業所等において実地に行うこと。

口 (盤)

(器)

(公帐)

第二十九条 (略)

(智)	(智)
があったとき。 十一条の四の規定による届出て読み替えて準用する法第四二 法第四十一条の十六におい	〜11  (盤)
(智)	(智)

(定期確認の方法等)

ものとする。四十一条の三第二項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる四十一条の三第二項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる第三十二条 法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第

11 (盤)

い (器)

(公宗)

第二十九条 (略)

(智)	(盤)	
ものを除く。) があったと(代表者の氏名の変更に係る十一条の四の規定による届出て読み替えて準用する法第四二 法第四十一条の十六におい	〜    (盤	)
(智)	(盤)	

(定期確認の方法等)

ものとする。四十一条の三第二項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる四十一条の三第二項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる第三十二条 法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第

って申請に係る事業所等において実地に行うこと。一体行規則第十四条の二十第三項の申請書及び同項の書類をも

11 (盤)

い (器)

#### 第四章 登碌定期確認幾期

(公形)

器団十川ペ (器)

(智)	(智)
があったとき。 十一条の四の規定による届出て読み替えて準用する法第四二 法第四十一条の十八におい	〜11  (盤)
(智)	(と)

# 第五章 登錄運搬物確認機関

(運搬物確認の方法等)

るものとする。 第四十一条の三第二項の文部科学省令で定める方法は、汝に掲げ第四十六条 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法

適当と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる運搬物は、次に掲げる方法により行うこと。ただし、文部科学大臣が一 ーペタベクレルを超える放射性同位元素の運搬物に係る確認

第四章 登碌定期確認機関

(公示)

第四十川条 (器)

(智)	(智)
ものを除く。)があったと(代表者の氏名の変更に係る十一条の四の規定による届出て読み替えて準用する法第四二、法第四十一条の十人におい	〜=  (盤)
(智)	(智)

第五章 登錄運搬物確認機関

(運搬物確認の方法等)

るものとする。第四十一条の三第二項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げ第四十一条の三第二項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げ第四十六条 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法

適当と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる運搬物は、汝に掲げる方法により行うこと。ただし、文部科学大臣が一 ーペタベクレルを超える放射性同位元素の運搬物に係る確認

方生を省略することができる。機関が運搬物確認業務規程で定めるところにより、ロに掲げるを当該国から本邦内へ直接に運搬するときは、登録運搬物確認

って確認を行うこと。以下、この項において「運搬物確認添付書類」という。)をもて、加行規則第十八条の十五第三項の申請書及び同項の書類(

口 (器)

搬物に係る確認は、炊に掲げる方法により行うこと。 ニーペタベクレル以下の放射性同位元素又は<u>放射性汚染物</u>の運

**~**、ロ (器)

23 (器)

(帳簿の記載等)

する。第四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、次のとおりと第五十五条 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法

に事業所等又は事務所の名称及び所在地一 運搬物確認を求めた者の氏名又は名称、住所及び連絡先<u>並び</u>

ニー~ ( と)

い (器)

(会帐)

鮱 出十 九 条 ( 略 )

(智)	(智)

方法を省略することができる。機関が運搬物確認業務規程で定めるところにより、ロに掲げるを当該国から本邦内へ直接に運搬するときは、登録運搬物確認

て確認を行うこと。 以下<u>本項</u>において「運搬物確認添付書類」という。)をもっ イ 施行規則第十八条の十五第三項の申請書及び同項の書類(

口 (器)

より行うこと。よって汚染された物の運搬物に係る確認は、次に掲げる方法にニーペタベクレル以下の放射性同位元素又は<u>放射性同位元素に</u>

**~**、ロ (器)

23 (器)

(帳簿の記載等)

する。第四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、次のとおりと第四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、次のとおりと第五十五条 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法

一運搬物確認を求めた者の氏名又は名称、住所及び連絡先

11~< (と)

22 (器)

(公形)

第五十七条 (略)

(雀)	(智)

出があったとき。 四十一条の四の規定による届いて読み替えて準用する法第	~11	(智)
(隺)	(と)	

るものを除く。)があったと出 (代表者の氏名の変更に係四十一条の四の規定による届いて読み替えて準用する法第二 法第四十一条の二十二にお	~11	(盤)
₩°		
(雀)	(盤)	

第六章 登錄埋設確認機関

(公示)

継九十一条 (器)

(盗)	(智)
出があったとき。四十一条の四の規定による届いて読み替えて準用する法第二、法第四十一条の二十四にお	~11  (盤)
(雀)	(智)

第六章 登錄埋設確認機関

(公示)

第七十一条 (器)

(智)	(盤)	
さ。 るものを除く。)があったと 出 (代表者の氏名の変更に係四十一条の四の規定による届いて読み替えて準用する法第	~11	(智)
(智)	(盤)	

### (登録の申請)

しなければならない。 、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、文部科学大臣に提出第七十二条 法第四十一条の二十五の登録の申請をしようとする者は

- → 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類
- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- ずれにも該当しないことを説明した書類へ、法第四十一条の二十六において準用する法第四十条各号のい
- 類 第三号イからへまでのいずれにも該当しないことを説明した書 二 法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条第一項
- び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの

  木 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及
- □ 申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類
- イ 住民票の写し及び履歴書
- ずれにも該当しないことを説明した書類ロ、法第四十一条の二十六において準用する法第四十条各号のい
- 第三号へに該当しないことを説明した書類へ、法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条第一項
- こ 資産に関する調書
- 及び概要を記載した書頃
  四 濃度確認業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条第一項三 濃度確認員等の氏名を記載した書類及び濃度確認員等が法第四

# (登録の更新)

条各号の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。の日の九十日前から三十日前までの間に別記様式第二の申請書に前二第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了第七十三条 法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条の

## (濃度確認の方法等)

<u>のとする。</u> 四十一条の三第二項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるも第七十四条 法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第

る事業所等において実地に行うこと。 号において「濃度確認添付書類」という。) をもって申請に係一 施行規則第二十九条の三第四項の申請書及び同項の書類(次

りて確認を行うこと。 いかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求の濃度が法第三十三条の二第一項に規定する基準を超えていなわれたかどうか又は濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素 び評価が法第三十三条の二第二項の認可を受けた方法に従い行は、濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の法、濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度の測定及二、濃度確認然付書類の記載事項に疑義があり、当該書類のみで

3 前項の報告書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

## (濃度確認の拒否の通知)

第七十五条 登録濃度確認機関は、濃度確認を行うことを拒否すると

に通知しなければならない。

まは、その旨を理由を付した文書をもって当該濃度確認を求めた者

### (登録事項の変更の届出)

らない。 るときは、別記様式第四の届書を文部科学大臣に提出しなければなみ替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようとす第七十六条 登録機度確認機関は、法第四十一条の二十六において読

#### (濃度確認業務規程の認可の申請)

★公部科学大玉に提出しなければならない。するときは、別記様式第五の申請書に、濃度確認業務規程を添えてみ替えて準用する法第四十一条の五第一項前段の認可を受けようと第七十七条 登録濃度確認機関は、法第四十一条の二十六において読

を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。 式第六の申請書に、濃度確認業務規程(変更に係る部分に限る。) 第四十一条の五第一項後段の認可を受けようとするときは、別記様 2 登録濃度確認機関は、法第四十一条の二十六において準用する法

## (農医確認業務規程の記載事項)

する。 四十一条の五第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりと第七十八条 法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第

- | 農 産 確 認 業 務 を 行 う 持 間 及 び 休 日 に 関 す る 事 頃
- 二 濃度確認業務を行う場所に関する事項
- 三 濃度確認業務の実施方法に関する事項
- 四 濃度確認の信頼性を確保するための措置に関する事項
- 五 濃度確認に関する手数料の額及びその収納の方法に関する事項

- 六 濃度確認証の交付に関する事項
- 七 濃度確認員等の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 八 濃度確認業務に関する秘密の保持に関する事項
- 九 濃度確認業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 十 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
- 十一 その他濃度確認業務の実施に関し必要な事項

## (業務の休廃止の許可の申請)

<u>い。</u> | 別記様式第七の申請書を文部科学大臣に提出しなければならなる替えて準用する法第四十一条の六の許可を受けようとするときは第七十九条 登録濃度確認機関は、法第四十一条の二十六において読

# 

ち、登録農度確認機関が定めるものとする。 第四号の文部科学省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうる 法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条の七第二項礼に事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録さ第八十条 法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条の七

| Nation |

を記録したものを交付する方法 に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実

## (濃度確認員等の選任の届出等)

 
 無式第九の届書を文部科学大豆に提出しなければならない。

 がおいて準用する法第四十一条の八第一項後段の規定により、別記さき、又は濃度確認員等を解任したときは、法第四十一条の二十六つ書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

 日十一条第一項第一号又は第二号に該当しなければならない。

 日十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明しされた者が法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第 らまえて、濃度確認員等に選任 み替えて準用する法第四十一条の八第一項前段の規定による届出を ま八十一条 登録機度確認機関は、法第四十一条の二十六において講

#### (役員の選任及び解任の届出)

科学大臣に提出しなければならない。 項第三号ロ及びハに該当しないことを説明した書類を添えて、文部書類及び法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条第一ら十五日以内に、別記様式第十の届書に、その者の経歴を記載した第八十二条 登録機度確認機関は、役員を選任したときは、その日か

頃を除えて、文部科学大五に掲出しなければならない。 用する法第四十一条第一項第三号ロに該当しないことを説明した書以内に、別記様式第十の届書に、法第四十一条の二十六において準20 登録濃度確認機関は、役員を解任したときは、その日から十五日

# (帳簿の記載等)

る。四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとす第八十三条 法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第

- 業所等又は事務所の名称及び所任地一濃度確認を求めた者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに事
- 二 濃度確認の求めに係る書類の受理年月日
- 三 濃度確認の求めに係る濃度確認対象物の種類及び重量
- 四 濃度確認を行った年月日
- 五 農 隆隆 確認を行った場所
- 六 濃度確認の方法
- 七 濃度確認を行った濃度確認員等の氏名
- 八 濃度確認の結果
- 九 濃度確認証の番号及び交付年月日
- 十 その他濃度確認に関し必要な事項
- け、記載の日から十年間保存しなければならない。 の十三の帳簿は、濃度確認業務を行う事業所ごとに作成して備え付る 法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条

## (濃度確認業務の引継ぎ)

- | 農医確認業務を文部科学大臣に引き継ぐこと。
- <u>こと。</u> 二 濃度確認業務に関する帳簿及び書類を文部科学大臣に引き継ぐ
- 三 その他文部科学大臣が必要と認める事項

# (公示)

ぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。第八十五条 文部科学大臣は、汝の表の上欄に掲げる場合には、それ

の登録をしたとき。一 法第三十三条の二第一項	四 登録した年月日地 選使確認業務を行う事業所の所在 三 濃度確認業務の内容 及び住所 とび住所
よる届出があったとき。 法第四十一条の四の規定において読み替えて準用する	三一変更する年月日二一変更する事項及び住所一、登録濃度確認機関の氏名又は名称
したとき。 法第四十一条の六の許可を おいて読み替えて準用する 三 法第四十一条の二十六に	出する場合にあっては、その期間四 濃度確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 三 濃度確認業務の全部又は一部を休務の範囲 三 休止し、又は廃止する律用日 務の範囲 二 休止し、又は廃止する濃度確認業 及び住所 一 登録濃度確認機関の氏名又は名称
は濃度確認業務の全部若しにより登録を取り消し、又法第四十一条の十二の規定ないて語み替えて準用する四、法第四十一条の二十六に	た年月日 務の全部若しくは一部の停止を命じ 二 登録を取り消し、又は濃度確認業及び住所 一 登録濃度確認機関の氏名又は名称

き。 くは一部の停止を命じたと	期間 命じた濃度確認業務の範囲及びその 止を命じた場合にあっては、停止を 三 濃度確認業務の全部又は一部の停
部を自ら行うものとする  が濃度確認業務の全部又は  の規定により文部科学大臣  法第四十一条の十四第二項  払いて読み替えて準用する  五 法第四十一条の二十六に	の範囲及びその期間 二 自ら行うものとする濃度確認業務ら行うものとする年月日 一 濃度確認業務の全部又は一部を自
業務の全部又は一部を行わが自ら行っていた濃度確認が自ら行っていた濃度確認の規定により文部科学大臣 法第四十一条の十四第二項おいて読み替えて準用する	<u>の範囲</u> □ 行わないものとする濃度確認業務 わないものとする年月日 □ 濃度確認業務の全部又は一部を行

# 第八章 登錄試験機関

(登録の申請)

提出しなければならない。は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、文部科学大臣に第八十六条 法第四十一条の二十七の登録の申請をしようとする者

第七章 登錄試驗機関

(登録の申請)

提出しなければならない。は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、文部科学大臣に第七十二条 法第四十一条の二十五の登録の申請をしようとする者

→ 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

←・□ (器)

ずれにも該当しないことを説明した書類ハ 法第四十一条の三十において準用する法第四十条各号のい

(器)

11 (2)

~ (器)

ずれにも該当しないことを説明した書願ロ 法第四十一条の三十において準用する法第四十条各号のい

(容)

111 (盤)

置かれていることを説明した書類のための専任の管理者及び試験業務の管理を行う専任の部門がっための専任の管理者及び試験業務の管理を行う専任の部門が五 法第四十一条の二十八第三号に規定する試験の信頼性の確保の二十八第二号に該当する者であることを説明した書類四 試験委員の氏名を記載した書類及び試験委員が法<u>第四十一条</u>

(器)

(登録の更新)

ない。に前条各号の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければなら了の日の九十日前から三十日前までの間に別記様式第二の申請書三第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満第八十七条 法第四十一条の三十において準用する法第四十一条の

(信頼性の確保のための措置)

措置は、次に掲げるものとする。第八十八条 法第四十一条の二十九第一項の文部科学省令で定める

→ 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

√・□ (盤)

いずれにも該当しないことを説明した書類ハ 法第<u>四十一条の二十八</u>において準用する法第四十条各号の

( ( と

11 (2)

(と)

いずれにも該当しないことを説明した書類ロ 法第四十一条の二十八において準用する法第四十条各号の

(器)

[11] (盤)

置かれていることを説明した書類のための専任の管理者及び試験業務の管理を行う専任の部門がっための専任の管理者及び試験業務の管理を行う専任の部門が五 法第四十一条の二十六第三号に規定する試験の信頼性の確保の二十六第二号に該当する者であることを説明した書類四 試験委員の氏名を記載した書類及び試験委員が法第四十一条

(器)

(登録の更新)

らない。書に前条各号の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければな満了の日の九十日前から三十日前までの間に別記様式第二の申請の二第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間第七十三条 法第四十一条の二十八において準用する法第四十一条

(信頼性の確保のための措置)

措置は、次に掲げるものとする。 第七十四条 法第四十一条の二十七第一項の文部科学省令で定める

### 一~円 (器)

### (試験結果の報告)

を文部科学大臣に提出しなければならない。 二種放射線取扱主任者試験の別に、<u>別記様式第十六</u>による報告書実施した日から三月以内に、第一種放射線取扱主任者試験及び第第八十九条 登録試験機関は、試験を実施したときは、当該試験を

### 公 (器)

## (登録事頃の変更の届出)

ない。 きは、別記様式第四の届書を文部科学大臣に提出しなければならて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようとすると第九十条 登録試験機関は、法<u>第四十一条の三十</u>において読み替え

## (試験業務規程の認可の申請)

部科学大臣に提出しなければならない。るときは、別記様式第五の申請書に、試験業務規程を添えて、文えて準用する法第四十一条の五第一項前段の認可を受けようとす第九十一条 登録試験機関は、法第四十一条の三十において読み替

えて、文部科学大臣に提出しなければならない。第六の申請書に、試験業務規程(変更に係る部分に限る。)を添十一条の五第一項後段の認可を受けようとするときは、別記様式2 登録試験機関は、法第四十一条の三十において準用する法第四

# (試験業務規程の記載事項)

四十一条の五第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおり第九十二条 法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第

### 一~円 (路)

### (試験結果の報告)

を文部科学大臣に提出しなければならない。 二種放射線取扱主任者試験の別に、<u>別記様式第十五</u>による報告書実施した日から三月以内に、第一種放射線取扱主任者試験及び第第七十五条 登録試験機関は、試験を実施したときは、当該試験を

### ひ (器)

## (登録事頃の変更の届出)

ならない。るときは、別記様式第四の届書を文部科学大臣に提出しなければるときは、別記様式第四十一条の四の規定による届出をしようとす第七十六条 登録試験機関は、法第四十一条の二十八において読み

## (試験業務規程の認可の申請)

文部科学大臣に提出しなければならない。するときは、別記様式第五の申請書に、試験業務規程を添えて、替えて準用する法第四十一条の五第一項前段の認可を受けようと第七十七条 登録試験機関は、法第四十一条の二十八において読み

添えて、文部科学大豆に提出しなければならない。 武第六の申請書に、試験業務規程(変更に係る部分に限る。)を四十一条の五第一項後段の認可を受けようとするときは、別記様2 登録試験機関は、法<u>第四十一条の二十八</u>において準用する法第

# (試験業務規程の記載事項)

第四十一条の五第二項の文部科学省令で定める事項は、炊のとお第七十八条 法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法

とする。

↑~十回 (盤)

## (業務の休廃止の許可の申請)

い。別記様式第七の申請書を文部科学大臣に提出しなければならなえて準用する法第四十一条の六の許可を受けようとするときは、第九十三条 登録試験機関は、法第四十一条の三十において読み替

### (電磁的記録に記録された事頃を表示する方法等)

る。 録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とす 七第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記第九十四条 法第四十一条の三十において準用する法第四十一条の

うち、登録試験機関が定めるものとする。第四号の文部科学省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものの3 法第四十一条の三十において準用する法第四十一条の七第二項

## | • 1 | (盤)

# (試験委員の選任の届出等)

い。説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならなれた者が法<u>第四十一条の二十八第二号</u>に該当する者であることをようとするときは、<u>別記様式第十七</u>の届書に、試験委員に選任さえて準用する法第四十一条の八第一項前段の規定による届出をし第九十五条 登録試験機関は、法<u>第四十一条の三十</u>において読み替

試験委員の担当する試験の課目を変更したとき、又は試験委員を2 登録試験機関は、試験委員の氏名について変更が生じたとき、

|~十旦 (路) りとする。

### (業務の休廃止の許可の申請)

い。、別記様式第七の申請書を文部科学大臣に提出しなければならな替えて準用する法第四十一条の六の許可を受けようとするときは第七十九条 登録試験機関は、法第四十一条の二十八において読み

## (電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

る。録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とす七第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記第八十条 法第四十一条の二十八において準用する法第四十一条の

のうち、登録試験機関が定めるものとする。項第四号の文部科学省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもの2 法<u>第四十一条の二十八</u>において準用する法第四十一条の七第二

## 

# (試験委員の選任の届出等)

い。を説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならなされた者が法<u>第四十一条の二十六第二号</u>に該当する者であることしようとするときは、<u>別記様式第十六</u>の届書に、試験委員に選任替えて準用する法第四十一条の八第一項前段の規定による届出を第八十一条 登録試験機関は、法<u>第四十一条の二十八</u>において読み

試験委員の担当する試験の課目を変更したとき、又は試験委員を2 登録試験機関は、試験委員の氏名について変更が生じたとき、

科学大臣に提出しなければならない。一条の八第一項後段の規定により、別記様式第十八の届書を文部解任したときは、法第四十一条の三十において準用する法第四十

### (帳簿の記載等)

りとする。扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験の別に、次のとお四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、第一種放射線取第九十六条 法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第

## 」~□ (路)

い。 、記載の日から試験業務を廃止するまで保存しなければならなの十三の帳簿は、試験業務を行う事業所ごとに作成して備え付ける 法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第四十一条

## (試験業務の引継ぎ)

に掲げる事項を行わなければならない。 えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次第九十七条 登録試験機関は、法第四十一条の三十において読み替

## | ~||| (盤)

(公帐)

# 第九十八条 (略)

1 (智)	↑~□ (盤)
て読み替えて準用する法第四二 法第四十一条の三十におい	〜   (盤)

部科学大臣に提出しなければならない。十一条の八第一項後段の規定により、別記様式第十七の届書を文解任したときは、法第四十一条の二十八において準用する法第四

### (帳簿の記載等)

おりとする。取扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験の別に、次のと第四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、第一種放射線第八十二条 法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法

## 一~□ (咎)

い。け、記載の日から試験業務を廃止するまで保存しなければならな条の十三の帳簿は、試験業務を行う事業所ごとに作成して備え付る 法法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法第四十一

## (試験業務の引継ぎ)

次に掲げる事項を行わなければならない。 替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、第八十三条 登録試験機関は、法第四十一条の二十八において読み

| ~|1| (盤)

(公示)

# 第八十回条 (略)

(盤)		(と)
いて読み替えて準用する法第二 法第四十一条の二十八にお	1 ~111	(智)

があったとき。十一条の四の規定による届出		さ。 るものを除く。)があったと 出(代表者の氏名の変更に係四十一条の四の規定による届	
き。 十一条の六の許可をしたとて読み替えて準用する法第四三 法第四十一条の三十におい	↑~□ (盤)	き。四十一条の六の許可をしたといて読み替えて準用する法第三 法第四十一条の二十八にお	↑~目 (盤)
命じたとき。 の全部若しくは一部の停止を録を取り消し、又は試験業務十一条の十二の規定により登て読み替えて準用する法第四 は 法第四十一条の三十におい	〜    (盤)	を命じたとき。務の全部若しくは一部の停止登録を取り消し、又は試験業四十一条の十二の規定によりいて読み替えて準用する法第四、法第四十一条の二十八にお	〜11  (盤)
のとするとき。の全部又は一部を自ら行うもより文部科学大臣が試験業務十一条の十四第二項の規定にて読み替えて準用する法第四五 法第四十一条の三十におい	•     (	ものとするとき。 務の全部又は一部を自ら行うにより文部科学大臣が試験業四十一条の十四第二項の規定いて読み替えて準用する法第五 法第四十一条の二十八にお	•1  (盤)
より文部科学大臣が自ら行っ十一条の十四第二項の規定にて読み替えて準用する法第四六 法第四十一条の三十におい	・1  (盤)	により文部科学大臣が自ら行四十一条の十四第二項の規定いて読み替えて準用する法第六 法第四十一条の二十八にお	・1  (盤)

き。部を行わないものとするとていた試験業務の全部又は一

き。 一部を行わないものとすると っていた試験業務の全部又は

## 第九章 登錄資格講習機関

(登録の申請)

提出しなければならない。は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、文部科学大臣に第九十九条 法第四十一条の三十一の登録の申請をしようとする者

( ( )

~・□ (盤)

いずれにも該当しないことを説明した書類ハ 法<u>第四十一条の三十回</u>において準用する法第四十条各号の

リ (密)

11 (盤)

~ (盤)

いずれにも該当しないことを説明した書類ロ 法第四十一条の三十四において準用する法第四十条各号の

( ( と

川・ 回 (盤)

第二号に該当する者であることを説明した書類五 講師の氏名を記載した書類及び講師が法<u>第四十一条の三十二</u>

(器)

(登録の更新)

第百条 法第四十一条の三十四において準用する法第四十一条の二

第八章 登録資格講習機関

(登録の申請)

提出しなければならない。は、別記様式第一の申請書に次の書類を孫えて、文部科学大臣に第八十五条 法第四十一条の二十九の登録の申請をしようとする者

( ( ( )

√・□ (盤)

いずれにも該当しないことを説明した書類へ 法第四十一条の三十二において準用する法第四十条各号の

い (盤)

11 (盤)

(と)

いずれにも該当しないことを説明した書類ロ 法第四十一条の三十二において準用する法第四十条各号の

( ( ( )

川・ 回 (盤)

<u>二号</u>に該当する者であることを説明した書類五 講師の氏名を記載した書類及び講師が法<u>第四十一条の三十第</u>

(器)

(登録の更新)

第八十六条 法第四十一条の三十二において準用する法第四十一条

い。前条各号の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならなの日の九十日前から三十日前までの間に別記様式第二の申請書に第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了

### (資格講習結果の報告)

科学大臣に提出しなければならない。 射線取扱主任者講習の別に、<u>別記様式第十九</u>による報告書を文部射線取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習及び第三種故談資格講習が終了した日の属する月の翌月末日までに、第一種故第百一条 登録資格講習機関は、資格講習を実施したときは、当

## 23 (器)

### (登録事頃の変更の届出)

ばならない。するときは、別記様式第四の届書を文部科学大臣に提出しなけれみ替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようと第百二条 登録資格講習機関は、法<u>第四十一条の三十回</u>において読

## (資格講習業務規程の認可の申請)

えて、文部科学大豆に提出しなければならない。とするときは、別記様式第五の申請書に、資格講習業務規程を添み替えて準用する法第四十一条の五第一項前段の認可を受けよう第百三条 登録資格講習機関は、法第四十一条の三十四において読

る。)を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。記様式第六の申請書に、資格講習業務規程(変更に係る部分に限法第四十一条の五第一項後段の認可を受けようとするときは、別2 登録資格講習機関は、法第四十一条の三十四において準用する

らない。書に前条各号の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければな満了の日の九十日前から三十日前までの間に別記様式第二の申請の二第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間

#### (資格講習結果の報告)

科学大臣に提出しなければならない。 射線取扱主任者講習の別に、<u>別記様式第十八</u>による報告書を文部射線取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習及び第三種放談資格講習が終了した日の属する月の翌月末日までに、第一種放第八十七条 登録資格講習機関は、資格講習を実施したときは、当

## 23 (器)

### (登録事項の変更の届出)

ればならない。 とするときは、別記様式第四の届書を文部科学大臣に提出しなけ読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしよう第八十八条 登録資格講習機関は、法<u>第四十一条の三十二</u>において

## (資格講習業簽規程の認可の申請)

孫えて、文部科学大豆に提出しなければならない。 うとするときは、別記様式第五の申請書に、資格講習業務規程を読み替えて準用する法第四十一条の五第一項前段の認可を受けよ第八十九条 登録資格講習機関は、法<u>第四十一条の三十二</u>において

る。)を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。記様式第六の申請書に、資格講習業務規程(変更に係る部分に限法第四十一条の五第一項後段の認可を受けようとするときは、別2 登録資格講習機関は、法<u>第四十一条の三十二</u>において準用する

### (資格講習業務規程の記載事項)

とする。四十一条の五第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおり第百四条 法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第

| ~ 十 | | ( 魯 )

### (業務の休廃止の許可の申請)

ない。は、別記様式第七の申請書を文部科学大臣に提出しなければならみ替えて準用する法第四十一条の六の許可を受けようとするとき第百五条 登録資格講習機関は、法<u>第四十一条の三十回</u>において読

### (電磁的記録に記録された事頃を表示する方法等)

る。録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とす七第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記第百六条 法第四十一条の三十四において準用する法第四十一条の

のうち、登録資格講習機関が定めるものとする。項第四号の文部科学省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもの2 法第四十一条の三十四において準用する法第四十一条の七第二

|・1| (盤)

# (講師の選任の届出等)

れた者が法<u>第四十一条の三十二第二号</u>に該当する者であることををしようとするときは、<u>別記様式第二十</u>の届書に、講師に選任さみ替えて準用する法第四十一条の八第一項前段の規定による届出第百七条 登録資格講習機関は、法<u>第四十一条の三十回</u>において読

(資格講習業務規程の記載事項)

とする。四十一条の五第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおり第九十条 法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法第

|~十||| (盎)

### (業務の休廃止の許可の申請)

らない。 きは、別記様式第七の申請書を文部科学大臣に提出しなければな読み替えて準用する法第四十一条の六の許可を受けようとすると第九十一条 登録資格講習機関は、法第四十一条の三十二において

## (電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

る。記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とすの七第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に第九十二条 法第四十一条の三十二において準用する法第四十一条

のうち、登録資格講習機関が定めるものとする。項第四号の文部科学省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもの2 法第四十一条の三十二において準用する法第四十一条の七第二

|・1| (盤)

# (講師の選任の届出等)

された者が法<u>第四十一条の三十第二号</u>に該当する者であることを出をしようとするときは、<u>別記様式第十九</u>の届書に、講師に選任読み替えて準用する法第四十一条の八第一項前段の規定による届第九十三条 登録資格講習機関は、法第四十一条の三十二において

い。 説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならな

科学大豆に提出しなければならない。条の八第一項後段の規定により、別記様式第二十一の届書を文部したときは、法第四十一条の三十四において準用する法第四十一講師の担当する資格講習の課目を変更したとき、又は講師を解任2 登録資格講習機関は、講師の氏名について変更が生じたとき、

### (腹簿の記載等)

扱主任者講習の別に、次のとおりとする。扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習及び第三種放射線取四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、第一種放射線取第百八条 法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第

## 一~月 (器)

ばならない。え付け、記載の日から資格講習業務を廃止するまで保存しなけれえ付け、記載の日から資格講習業務を行う事業所ごとに作成して備条の十三の帳簿は、資格講習業務を行う事業所ごとに作成して備る、法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第四十一

## (資格講習業務の引継ぎ)

、炊に掲げる事項を行わなければならない。み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には第百九条 登録資格講習機関は、法第四十一条の三十四において読

| ~|1| (盎)

(公示)

 い。説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならな

学大臣に提出しなければならない。条の八第一項後段の規定により、別記様式第二十の届書を文部科したときは、法第四十一条の三十二において準用する法第四十一講師の担当する資格講習の課目を変更したとき、又は講師を解任2 登録資格講習機関は、講師の氏名について変更が生じたとき、

### (腹簿の記載等)

取扱主任者講習の別に、炊のとおりとする。 取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習及び第三種放射線第四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、第一種放射線第九十四条 法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法

## 一~片 (盤)

ばならない。 え付け、記載の日から資格講習業務を廃止するまで保存しなけれ条の十三の帳簿は、資格講習業務を行う事業所ごとに作成して備る 法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法第四十一

# (資格講習業務の引継ぎ)

は、次に掲げる事項を行わなければならない。 読み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合に第九十五条 登録資格講習機関は、法第四十一条の三十二において

| ~||| (盤)

(公宗)

·			I
(智)		(隺)	1
出があったとき。四十一条の四の規定による届いて読み替えて準用する法第二 法第四十一条の三十四にお	~11	(智)	こい回用でき
き。四十一条の六の許可をしたといて読み替えて準用する法第三 法第四十一条の三十四にお	_ > E	(智)	三つと
停止を命じたとき。習業務の全部若しくは一部の登録を取り消し、又は資格講四十一条の十二の規定によりいて読み替えて準用する法第四 法第四十一条の三十四にお	~11	(智)	停置 路 四 い 四
習業務の全部又は一部を自らにより文部科学大臣が資格講四十一条の十四第二項の規定いて読み替えて準用する法第五 法第四十一条の三十四にお	1 • 11	(智)	田い回い関

1 (智)	   	(雀)
さ。 るものを除く。) があったと 出 (代表者の氏名の変更に係 四十一条の四の規定による届いて読み替えて準用する法第	~111	(智)
き。四十一条の六の許可をしたといて読み替えて準用する法第三 法第四十一条の三十二にお	∽ 🗉	(盤)
停止を命じたとき。習業務の全部若しくは一部の登録を取り消し、又は資格講四十一条の十二の規定によりいて読み替えて準用する法第四 法第四十一条の三十二にお	~11	(智)
習業務の全部又は一部を自らにより文部科学大臣が資格講四十一条の十四第二項の規定いて読み替えて準用する法第五 法第四十一条の三十二にお	1 • 11	(智)

により文部科学大臣が自ら行四十一条の十四第二項の規定いて読み替えて準用する法第六 法第四十一条の三十四にお 一・二 (略)	
るとき。又は一部を行わないものとすっていた資格講習業務の全部。	

第十章 登碌定期講習機関

(登録の申請)

提出しなければならない。は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、文部科学大臣に第百十一条 法第四十一条の三十五の登録の申請をしようとする者

( ( ( )

←・口 (器)

ずれにも該当しないことを説明した書類ハ 法第四十一条の四十において準用する法第四十条各号のい

い (盤)

1] (盤)

~ (器)

ずれにも該当しないことを説明した書類ロ 法第四十一条の四十において準用する法第四十条各号のい

(と)

川 (盤)

行うものとするとき。			
大 法第四十一条の三十二にお	1 • 11	(盤)	
いて読み替えて準用する法第			
四十一条の十四第二項の規定			
により文部科学大臣が自ら行			
っていた資格講習業務の全部			
又は一部を行わないものとす			
るとも。			

第九章 登碌定期講習機関

(登録の申請)

提出しなければならない。は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、文部科学大臣に第九十七条 法第四十一条の三十三の登録の申請をしようとする者

(盤)

∠・□ (器)

いずれにも該当しないことを説明した書類ハ 法第四十一条の三十八において準用する法第四十条各号の

い (盤)

11 (盤)

~ (盤)

いずれにも該当しないことを説明した書類ロ 法第四十一条の三十八において準用する法第四十条各号の

(盤)

111 (盤)

五 (略)第二号に該当する者であることを説明した書類四 講師の氏名を記載した書類及び講師が法<u>第四十一条の三十六</u>

## (登録の更新)

ない。に前条各号の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければなら了の日の九十日前から三十日前までの間に別記様式第二の申請書二第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満第百十二条 法第四十一条の四十において準用する法第四十一条の

### (定期講習結果の報告)

い。第二十二による報告書を文部科学大臣に提出しなければならな該定期講習が終了した日の属する月の翌月末日までに、別記様式第百十三条 登録定期講習機関は、定期講習を実施したときは、当

## い (器)

## (登録事頃の変更の届出)

ばならない。するときは、別記様式第四の届書を文部科学大臣に提出しなけれみ替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようと第百十四条 登録定期講習機関は、法第四十一条の四十において読

# (定期講習業務規程の届出)

届書に、定期講習業務規程を添えて、文部科学大臣に提出しなけ段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第二十三の第百十五条 登録定期講習機関は、法第四十一条の三十八第一項前

五 (略) 第二号に該当する者であることを説明した書類四 講師の氏名を記載した書類及び講師が法<u>第四十一条の三十四</u>

## (登録の更新)

らない。書に前条各号の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければな満了の日の九十日前から三十日前までの間に別記様式第二の申請の二第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間第九十八条 法第四十一条の三十八において準用する法第四十一条

### (定期講習結果の報告)

い。第二十一による報告書を文部科学大臣に提出しなければならな該定期講習が終了した日の属する月の翌月末日までに、別記様式第九十九条 登録定期講習機関は、定期講習を実施したときは、当

## 23 (器)

# (登録事項の変更の届出)

ならない。るときは、別記様式第四の届書を文部科学大臣に提出しなければるときは、別記様式第四十一条の四の規定による届出をしようとす第百条 登録定期講習機関は、法<u>第四十一条の三十八</u>において読み

# (定期講習業務規程の届出)

書に、定期講習業務規程を添えて、文部科学大臣に提出しなけれの規定による届出をしようとするときは、別記様式第二十二の届第百一条 登録定期講習機関は、法第四十一条の三十六第一項前段

ればならない。

学大臣に提出しなければならない。定期講習業務規程(変更に係る部分に限る。)を添えて、文部科による届出をしようとするときは、別記様式第二十四の届書に、2 登録定期講習機関は、法第四十一条の三十八第一項後段の規定

### (定期講習業務規程の記載事項)

事項は、次のとおりとする。第百十六条 法第四十一条の三十八第二項の文部科学省令で定める

」~十□ (盤)

### (業務の大く出の届出)

ればならない。るときは、別記様式第二十五の届書を文部科学大臣に提出しなけるときは、別記様式第二十五の届書を文部科学大臣に提出しなけより定期講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとす第百十七条 登録定期講習機関は、法第四十一条の三十九の規定に

# (電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

る。 録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とす七第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記第百十八条 法第四十一条の四十において準用する法第四十一条の

うち、登録定期講習機関が定めるものとする。第四号の文部科学省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものの2 法第四十一条の四十において準用する法第四十一条の七第二項

| • | | (空)

(帳簿の記載等)

ばならない。

学大玉に提出しなければならない。 定期講習業務規程(変更に係る部分に限る。)を添えて、文部科による届出をしようとするときは、<u>別記様式第二十三</u>の届書に、2 登録定期講習機関は、法<u>第四十一条の三十六第一項</u>後段の規定

### (定期講習業務規程の記載事項)

項は、汝のとおりとする。第百二条 法第四十一条の三十六第二項の文部科学省令で定める事

」~十□ (器)

### (業務の米罄山の届出)

ばならない。ときは、別記様式第二十四の届書を文部科学大臣に提出しなけれり定期講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする第百三条 登録定期講習機関は、法第四十一条の三十七の規定によ

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

る。 録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とす七第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記第百四条 法第四十一条の三十八において準用する法第四十一条の

のうち、登録定期講習機関が定めるものとする。項第四号の文部科学省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもの2 法第四十一条の三十八において準用する法第四十一条の七第二

|・1| (盤)

(帳簿の記載等)

る。四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとす第百十九条 法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第

### 一~円 (器)

ならない。付け、記載の日から定期講習業務を廃止するまで保存しなければ付け、記載の日から定期講習業務を行う事業所ごとに作成して備える・法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条

### (定期講習業務の引継ぎ)

、炊に掲げる事項を行わなければならない。み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には第百二十条 登録定期講習機関は、法第四十一条の四十において読

| ~|1| (2)

(公帐)

(智)	-     	(盤)
があったとき。 十一条の四の規定による届出て読み替えて準用する法第四二 法第四十一条の四十	~111	(盌)
三、法第四十一条の三十九の規	~日	(雀)

る。四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとす第百五条 法第四十一条の三十八において読み替えて準用する法第

## 一~円 (器)

ばならない。え付け、記載の日から定期講習業務を廃止するまで保存しなけれえ付け、記載の日から定期講習業務を行う事業所ごとに作成して備えの、法<u>第四十一条の三十八</u>において読み替えて準用する法第四十一

## (定期講習業務の引継ぎ)

、次に掲げる事項を行わなければならない。み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には第百六条 登録定期講習機関は、法<u>第四十一条の三十八</u>において読

| ~||| (容)

(公示)

**継 旧 力 休** ( 8 )

(智)		(智)
で。 らものを除く。)があったと 田(代表者の氏名の変更に係四十一条の四の規定による届いて読み替えて準用する法第	~11	(智)
三 法 <u>第四十一条の三十七</u> の規	1~日	(智)

定による届出があったとき。	
生を命じたとき。 業務の全部若しくは一部の停録を取り消し、又は定期講習十一条の十二の規定により登て読み替えて準用する法第四日 法第四十一条の四十におい	~11  (智)
うものとするとき。 業務の全部又は一部を自ら行より文部科学大臣が定期講習十一条の十四第二項の規定にて読み替えて準用する法第四五 法第四十一条の四十におい	•1  (鋆)
とき。 は一部を行わないものとする ていた定期講習業務の全部又より文部科学大臣が自ら行っ十一条の十四第二項の規定にて読み替えて準用する法第四大、法第四十一条の四十におい	・1  (盗)

定による届出があったとき。	
停止を命じたとき。習業務の全部若しくは一部の登録を取り消し、又は定期講四十一条の十二の規定によりいて読み替えて準用する法第四 法第四十一条の三十八にお	〜11  (盤)
行うものとするとき。習業務の全部又は一部を自らにより文部科学大臣が定期講四十一条の十四第二項の規定いて読み替えて準用する法第五 法第四十一条の三十八にお	・1  (盤)
スは一部を行わないものとすっていた定期講習業務の全部により文部科学大臣が自ら行四十一条の十四第二項の規定いて読み替えて準用する法第六 法第四十一条の三十八にお	・1  (智)

第十一章 雑則

第十章 雑則

によるものとする。 三条の二第三項の職員の身分を示す証明書は、<u>別記様式第二十六第百二十二条</u> 法第四十三条の三第二項において準用する法第四十 るものとする。の二第三項の職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十五によの二第三項の職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十五による正第三項にないて準用する法第四十三条